

郷ノ浦港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成24年1月

郷ノ浦港港湾管理者
長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成5年 6月 第23回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成5年 8月 港湾審議会第146回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成20年2月 第44回長崎県地方港湾審議会

の議を経た郷ノ浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
1. 小型船だまり計画	-----	2
2. 港湾の効率的な運営に関する事項	-----	3

変更理由

官公庁船のより効率的な係留に対応するため、郷ノ浦地区において小型船だまり計画を変更する。

郷ノ浦港において、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

1. 小型船だまり計画

官公庁船のより効率的な係留に対応するため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

[小型船だまり計画]

郷ノ浦地区

本居船だまり

波除堤 延長 1 5 0 m [既定計画]

小型栈橋 3 基 (うち 2 基既設) [既設の変更計画]

既定計画

波除堤 1 5 0 m

既設

小型栈橋 2 基

2. 港湾の効率的な運営に関する事項

郷ノ浦港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。